

島原市公式 Facebook ページに関する運用規程

令和 4 年 1 0 月改定
島原市シティプロモーション課

（目的）

- 1 Facebook が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

（適用）

- 2 この運用規程は、「島原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市職員が職務の一環として、情報発信する際に適用する。

（ページ・アカウント登録）

- 3 シティプロモーション課に Facebook 総括担当者を置き、当該総括担当者が Facebook ページへの権限の付与及び総括的な事務にあたる。
- 4 Facebook ページに投稿する際は、Facebook 利用規約「3.Facebook とコミュニティに対する利用者の誓約」の規定により個人所有の Facebook アカウントを使用する。

＜Facebook 利用規約＞ 抜粋

掲載 URL：<https://www.facebook.com/legal/terms>

1. Facebook を利用できる方

- 利用者が日常的に使用する名前をアカウントで使うこと。
- ご自身に関する正確な情報を提供すること。
- ご自身のアカウントを 1 つだけ作成すること、また私的利用を目的としてアカウントを利用すること。
- 自分のパスワードを共有したり、自分の Facebook アカウントに他人をアクセスさせたり、または自分のアカウントを(弊社の許可なく)他人に譲渡しないこと。
※上記の規定によって、投稿のために組織名で Facebook アカウントを作成し、部署内でアカウントを共有することは規約違反となる。

（情報発信）

- 5 各所属は、所属長が指名した Facebook 推進員を中心に情報を発信する。情報発信を行う場合は、所属長の判断と責任により発信する。

（ユーザー名、パスワードの管理）

- 6 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他人の Facebook アカウントを利用して発信してはならない。

(意思決定)

- 7 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものは Facebook の特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と認める事項につき、所属職員の判断により直接情報を発信できるものとする。
- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(返信等について)

- 8 原則として、市の Facebook ページからは返信しない。
ダイレクトメッセージについても、原則として対応しない。
市民等からの市政全般に対する質問や意見、慎重な判断を要する事項については、Facebook ページでの即答は行わず、市ホームページに掲載している記事等へ誘導する。
- 9 Facebook ページ「島原市」として、他の記事へのコメント、「いいね！」は行わない。

(表記について)

- 10 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。
- 11 シティプロモーション課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

- 12 シティプロモーション課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 13 法令及びガイドライン、この運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

- 14 シティプロモーション課長は法令及びガイドライン、この運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、Facebook ページを削除する。

(協議事項)

- 15 この規程に定めていないことについては、シティプロモーション課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。